

お取引時の確認の一部変更について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正に伴い、平成28年10月1日から本人確認の方法が変更になりました。ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 健康保険証等の顔写真のない本人確認書類のお取り扱いの変更

お客さまの本人確認書類が、各健康保険証等の顔写真のない本人確認書類を提示いただいた場合、他の本人確認書類（住民票の写し、印鑑登録証明書 など）または、現住居の記載のある公共料金の領収書等（6か月以内のもの）の提示が必要となります。

本人確認の方法 (右のいずれか)	○顔写真のある本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カード など）のうち1点の提示
	○顔写真のない本人確認書類（名古屋市職員共済組合員証、健康保険被保険者証 など） + 他の本人確認書類（住民票の写し、印鑑登録証明書 など）または、現住居の記載のある公共料金の領収書等（6か月以内のもの）の提示

2. 法人のお取引のために来店される方の確認方法の変更

法人を代表して取引を行う担当者に対する権限の確認方法として、当該法人が発行する身分証明書（社員証等）が使えなくなり、委任状等の取引権限を証する書類を有していること、または、当該法人に対して電話などによる取引権限の有無の確認させていただきます。

3. 法人の実質的支配者の確認方法の変更

すべての法人の実質的支配者に該当する個人を特定し、本人特定事項（氏名・住居・生年月日）を申告より確認させていただきます。